

# 各種技能講習にかかる受講時間・受講料の一部免除について

## ◆玉掛け技能講習 (受講料はテキスト代・消費税込)

		受講時間	受講料	要件
全科目受講		21時間 (全3日間)	27,850円	満18歳以上
一部免除	免除①	18時間 (全3日間)	23,020円	小型移動式クレーンまたは床上操作式クレーン運転技能講習修了者、またはクレーン運転士、移動式クレーン運転士、デリック運転士、揚貨装置運転士のいずれかの免許取得者。
	免除②	21時間 (全3日間)	24,700円	労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)第20条第6号若しくは第7号の業務または労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)第36条第6号、若しくは第15号から第17号までの業務に6ヶ月以上従事した経験を有する方。または、鉱山において吊上げ荷重5トン以上のクレーン(令第20条第6号のクレーンに限る)の運転業務、または移動式クレーンの運転業務に1ヶ月以上従事した経験を有する方。(※事業主の証明印が必要となります)
	免除③	21時間 (全3日間)	22,390円	玉掛け業務有資格者の指揮・指示のもと、クレーン、移動式クレーン、デリック若しくは揚貨装置で吊上げ荷重1トン以上の玉掛け補助業務に6ヶ月以上従事した経験を有する方。または制限荷重が1トン未満の揚貨装置の玉掛け業務に6ヶ月以上従事した経験を有する方。(※事業主の証明印が必要となります)

## ◆小型移動式クレーン運転技能講習 (受講料はテキスト代・消費税込)

		受講時間	受講料	要件
全科目受講		22時間 (全3日間)	33,100円	満18歳以上
一部免除	免除①	19時間 (全3日間)	27,640円	玉掛けまたは床上操作式クレーン運転技能講習修了者、またはクレーン・デリック運転士、クレーン運転士、デリック運転士、揚貨装置運転士のいずれかの免許取得者。
	免除②	19時間 (全3日間)	30,580円	建設機械施工技術検定のうち、1級合格者で実地試験においてシヨベル系建設機械操作施工法、若しくは基礎工用建設機械操作施工法を選択した方、または2級技術検定で昭和48年建設省告示860号に定められた第2種若しくは第6種の種別に該当するものに合格した方。または車両系建設機械(基礎工用)運転技能講習を修了した方。
	免除③	22時間 (全3日間)	30,160円	労働安全衛生法施行令第20条第6号若しくは第7号の業務または労働安全衛生規則第36条第6号、第15号から第17号まで、若しくは第19号の業務に6ヶ月以上従事した経験を有する方。(※事業主の証明印が必要となります)

## ◆足場の組立て等作業主任者技能講習 (受講料はテキスト代・消費税込)

		受講時間	受講料	要件
全科目受講		14時間 (全2日間)	10,000円	満18歳以上の方で、足場の組立て・解体または変更に関する作業に3年以上(満18歳以降の実務経験年数)従事した経験を有する方。
一部免除	免除①	4時間 (全1日間)	8,950円	技能検定とび1級・2級の合格者。
	免除②	2.5時間 (全1日間)	8,950円	とび科の職業訓練指導員免許の取得者。

## ◆地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 (受講料はテキスト代・消費税込)

		受講時間	受講料	要件
全科目受講		18時間 (全3日間)	14,000円	満18歳以上の方で、地山の掘削の作業または土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付または取り外しに関する作業に3年以上(満18歳以降の実務経験年数)従事した経験を有する方。
一部免除	免除①	4時間 (全1日間)	7,750円	土木施工管理技術検定、または建設機械施工技術検定合格者。
	免除②	2.5時間 (全1日間)	7,750円	建設科・土木科・さく井科のいずれかの職業訓練指導員免許の取得者。

## ◆型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習 (受講料はテキスト代・消費税込)

		受講時間	受講料	要件
全科目受講		14時間 (全2日間)	10,300円	満18歳以上の方で、型枠支保工の組立てまたは解体に関する作業に3年以上(満18歳以降の実務経験年数)従事した経験を有する方。
一部免除	免除①	2.5時間 (全1日間)	9,250円	技能検定ブロック建築、またはとび1・2級の合格者。
	免除②	4時間 (全1日間)	9,250円	建設科・建築科・建築ブロック科・とび科のいずれかの職業訓練指導員免許取得者。

※講習の免除に該当される方は、受講申込書と共に資格に関する証明書類の原本をご提示の上、写しを提出いただきます。